

7.3 拡散に対する安全保障構想(PSI)

(PSI: Proliferation Security Initiative)

7.3.1 経緯

・2002年12月

ブッシュ大統領が「大量破壊兵器と戦う国家安全保障戦略(National Strategy to Combat Weapons of Mass Destruction)」(National Security Presidential Directives 17)を発表

→三つの概念を提唱

- ①不拡散
- ②大量破壊兵器が使用された場合の結果への対処
- ③拡散対抗(counter proliferation)(主な活動は阻止、抑止、防衛・軽減)



既存の枠組みで阻止できない場合は領域外であっても武力行使による拡散阻止

・2003年5月31日 ブッシュ大統領は「拡散に対する安全保障構想(PSI)」を発表
(国家や非国家主体の間で大量破壊兵器・ミサイル及び関連物資等の拡散を防止)

7.3.2 趣旨^[16]

拡散懸念のある国・非国家に対し、大量破壊兵器、その運搬手段及び関連物質が渡らぬよう、国際法・各国国内法の範囲内で防止するグローバルな活動。PSIの下では、各国が、自国の領域内に限らず、自国の領域を越える範囲でも他国と連携して大量破壊兵器等の拡散を阻止する。また、国内においても、法執行機関、軍・防衛当局、情報機関等、関係機関の間の連携を重視する。こうした阻止活動の原則は、政治的文書である「阻止原則宣言」(Statement of Interdiction Principles)(2003年9月)にまとめられ、PSIにおける活動の指針として機能している。

7.3.3 参加国

PSIへの参加にあたっては、

- ・ 阻止原則宣言に対し可能であれば正式な確約、公式な支持を表明する
- ・ 阻止活動を行う、国家の現行の権限を見直し、それに関する情報を提供し、必要に応じて権限を強化する意志を表明する
- ・ PSI 活動に貢献できる可能性のある国家の能力を同定する
- ・ 阻止要請のための連絡窓口を提供する
- ・ PSI のための対応を調整する政府内の適切な手順を確立する
- ・ PSI の阻止活動訓練、および必要が生じた場合には、実際の PSI 活動に、進んで参加する
- ・ 関連する協定の締結の検討、あるいは PSI 活動への協力の具体的な基盤の確立を進んで実行する

等が奨励されている^[17]。PSI参加のための関連する協定の中には、例えば二国間乗船協定があり、2009年11月現在、米国と以下9カ国が結んでいる^[18]。

バハマ、ベリーズ、クロアチア、キプロス、リベリア、マルタ、マーシャル諸島、モンゴル、パナマ
2015年7月現在、PSIの参加国は105ヶ国^[19]。

アフガニスタン	ボスニア	エストニア	日本	マーシャル諸島	カタール	スイス
アルバニア	ブルネイ	フィジー	ヨルダン	モルドバ	ルーマニア	タジキスタン
アンドラ	ブルガリア	フィンランド	カザフスタン	モンゴル	ロシア	タイ
アンゴラ	カンボジア	フランス	韓国	モンテネグロ	サモア	トリニダード・トバゴ
アンティグア・バーブーダ	カナダ	グルジア	キルギスタン	モロッコ	サウジアラビア	チュニジア
アルゼンチン	チリ	ドイツ	クウェート	オランダ	サンマリノ	トルコ
アルメニア	コロンビア	ギリシャ	ラトビア	ニュージーランド	セルビア	トルクメニスタン
オーストラリア	クロアチア	パチカン	リベリア	ノルウェー	シンガポール	ウクライナ
オーストリア	キプロス	ホンジュラス	リビア	オマーン	スロバキア	アラブ首長国連邦
アゼルバイジャン	チェコ	ハンガリー	リヒテンシュタイン	パナマ	スロベニア	英国
バハマ	デンマーク	アイスランド	リトアニア	パプアニューギニア	スペイン	米国
バーレーン	ジブチ	イラク	ルクセンブルグ	パラグアイ	スリランカ	ウズベキスタン
ベラルーシ	ドミニカ	アイルランド	マセドニア	フィリピン	セントルシア	バヌアツ
ベルギー	ドミニカ共和国	イスラエル	マレーシア	ポーランド	セントビンセント・グレナディーン	ベトナム
ベリーズ	エルサルバドル	イタリア	マルタ	ポルトガル	スウェーデン	イエメン